

応援します！ 介護福祉士を目指す方

好評につき
本年度も実施！(注)
注：来年度実施できるかは未定です。



20 万円以内

資金の対象

実務者研修受講料(*1)、国家試験受験料、参考書・問題集代(*2)、
国家試験交通・宿泊費（離島地区のみ）(*2)、研修交通費(*3)
国家試験対策講座受講料(*2・4)

*1：雇用保険の教育訓練給付金との併用（給付金 20～70%を差引いた部分）は可能です。
給付金を利用する場合は、上記給付金を差引いた金額で申請下さい。

上記給付金との不適切な併用がある場合は、返還が必要です。

*2：各費目ごとに申請できる上限目安額があります。詳細は申請書の費目内訳に従って下さい。

*3：通学の負担が著しく大きい場合のみ。申請する場合は、事前に連絡下さい。

*4：対策講座の申込完了が必要です。申込書写しを添付して下さい。

領収書の提出は不要。必要最小限の実費かつ上限目安額内。
(支出見込み費用は、見積額で記入。)



試験合格、
2年間勤務で
返還不要

詳細は、裏面を参照下さい。

貸付対象者

【下記すべてに該当する方】

① 長崎県内で介護・相談支援等（以降介護等）業務に勤務中（注 1）

② 長崎県内の実務者研修施設で研修受講中（申込期間も含む）（注 2）

※ これから受講する方は、本件貸付申請前に研修施設へ申込み、受講生となり、受講カード又は受講証明等を入手して下さい。初回のスクーリングが未到来でも、申請可能です。

※ 申込期間は、研修中（研修申込から研修修了証明書発行まで）に限定されます。
研修期間後は、本貸付の申込はできません。

③ 介護福祉士登録を目指し、登録後も県内で介護等業務に従事予定（注 1）

注 1：勤務は正社員、常勤に限定していませんが、年間 180 日以上の従事が必要です。
また勤務先には、老人福祉施設、障がい者支援施設、病院等が含まれます。

注 2：ひとり親自立支援教育訓練給付金、職業訓練など他の補助金等で受講する方は除きます。

実務経験が 3 年未満でも申請可能！

（本資金で実務者研修を卒業し、実務経験 3 年を満たした年度に国家試験を受験して下さい。）

例：実務経験=現在 1 年、国家試験受験予定=R4 年 1 月
但し返還免除になる時期が最短 R6 年 4 月に延長されます。
(借入時から国家資格登録後 2 年間までの継続勤務が必要です。)



申請は長崎県社会福祉協議会へ。申請方法は裏面を参照下さい。

初回のスクーリング未到来でも、申請可能！

(本件申請前に研修施設への申込が完了すれば、申請可能です。)

募集内容

● 申込み期限：令和2年2月28日（必着）

● 人数：300名程度

※ 定員に達した場合、その時点で募集を停止します。

募集停止が見込まれる場合は、長崎県社会福祉協議会ホームページの新着情報に掲示します。



連帯保証人

● 1人必要です。

※一定の収入があれば、同一生計者でも可。

注意：貸付申込者が未成年の場合、法定代理人（親権者又は後見人）が連帯保証人となります。

申込み手続き（原則事業所経由です）

- 1) 申請者は、まず研修施設に受講を申込み、受講カード等を送付してもらって下さい。
- 2) 申請者は、次に推薦書以外の提出書類を整え、勤務先事業所へ提出して下さい。
- 3) 事業所は、推薦書を作成し、その他書類を精査のうえ、県社協へ郵送して下さい。

※ 自己資金で受講料を立て替えできない場合は、ご相談ください。

提出書類

1) 県社協ホームページよりダウンロードして記入、押印する様式。

- ① 申請書チェックリスト、② 貸付申請書、③ 個人情報取扱同意書、
④ 推薦書（介護職場作成）、⑤ 借用書（金額を書損じた場合は、再作成して下さい。修正は不可。）

※ 様式を変更しています。旧様式は使用せず、必ず新様式をダウンロードして使用ください。

※ 自宅、職場等でダウンロードできない場合は、下段申込・問い合わせ先（県社協）へお電話下さい。

2) 振込口座通帳の写し（表表紙とその裏部分のみ：支店名、かな氏名、口座番号確認）

3) 申請者の住民票（世帯の全部、続柄含む、個人番号は除く）

4) 連帯保証人の住民票（世帯の全部、続柄含む、個人番号は除く）

5) 研修受講を証明する資料（これから受講する方は、まず研修施設への申込を済ませて下さい）

研修施設の受講カード等。左記がない場合は、県社協指定様式の受講証明書（研修施設作成）
その他）国家試験対策講座を受講する場合は、申込書写しを添付して下さい。

がんばれ！



審査・貸付契約・送金

完備した書類を受付け後、原則1～3週間後を目途に審査結果を通知、送金します。

返還及び返還猶予、返還免除

長崎県内の介護職場に介護職員等として勤務している間、返還は猶予。

次の要件すべてを満たせば、返還不要（免除）となります。

① 介護福祉士受験資格を得た年度に国家試験に合格し、翌年度までに資格登録を行う。

※不合格の場合は、一度だけ翌年の受験、合格、翌々年度の資格登録を認めます。

② 借入時から介護福祉士登録後の2年間まで、継続して県内で介護職員等として従事。

※他産業又は長崎県外への転就職、介護職員等以外への職種異動等の場合は、返還が必要。

（やむを得ない場合は、申請により最長1年の分割払いが認められます。）

※ 借用期間中は、休職、退職、住所変更の届出義務があります。



申込・問い合わせ先

〒852-8555 長崎市茂里町3番24号

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

介護貸付担当 宛て

TEL 095-894-4027



【詳細は上記HPの募集要項、手引きを参照】



遠慮なく、
電話して下さい。